

恵庭市生活保護法施行細則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和 6 年 3 月 1 5 日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第 6 号

## 記

恵庭市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

恵庭市生活保護法施行細則（平成 2 7 年規則第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 5 号を次のように改める。

様式第25号(第9条関係)

〒

年 月 日

恵庭市保健福祉部長

扶養の可否について (照会)

次の方は生活困窮のため、当福祉事務所において、生活保護法による保護を  
す。  
生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われ  
るものとされております。  
あなたは、民法に定められた扶養義務者か、そうなる可能性が高い方にあたることか  
ら、保護の決定実施上必要がありますので、あなたからどの程度扶養できるかについて、  
別紙扶養届書によりご回答下さい。

1 生活保護対象者

|            |  |     |      |
|------------|--|-----|------|
| 住 所        |  |     |      |
| 氏 名<br>(甲) |  | 続 柄 | あなたの |

2 回答期限 年 月 日 まで

3 回答先 〒 061-1498 北海道恵庭市京町1番地  
恵庭市保健福祉部  
福祉課生活保護係 { }  
電話：0123-33-3131 内線：1212～1214

参考(条文抜粋)

- 生活保護法第4条 保護は、年寄に及ぶ者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを義務として行われる。  
2 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。
- 民法 第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。  
2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、3親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

## 4. 4. 4.

大益海客者 仁世

さきに調査のありよに、次の者に對する扶養(扶助)に關して、次のとおし  
答へます。

1 法により代表(しませ)できません。

11 月 26日 扶養し、全す。

3 扶養の程度 (該当する項目を○で囲み、金額等を記入してください。)

ア、引き取って処分します

イ 引き取ることはできないが、生活費金額が変動します。

④ 生松賞の 第として1544年、次の分額を援助します

例： 1601年江戸 印刷場中物品 [ ] 金銀くわ生半

4. どうしても援助できない場合は、その理由と将来の援助等の見通しを具体的に記入してください。

[illegible]地区名:

5 長年義務者の置ける世帯の世帯主(夫長)の年齢(昭和45年10月1日現在の年齢)を記入してください。

| 世 番 員 氏 名 | 流 産 | 年 齢 | 職 業・親 務 元・学 校 名・学 生 平 均 月 金 |
|-----------|-----|-----|-----------------------------|
|           |     |     |                             |
|           |     |     |                             |
|           |     |     |                             |
|           |     |     |                             |

學 生 民 國 ( 生 帶 の 合 計 額 ) 年 級

※ 資金の状況(所収する資金を○で囲み金額等を記入してください。)

|                          |                            |
|--------------------------|----------------------------|
| ア、電 流.....m <sup>2</sup> | ウ、至 風 摩.....m <sup>2</sup> |
| イ、排 出.....m <sup>2</sup> | エ、出 排.....m <sup>2</sup>   |

|    |                |    |   |
|----|----------------|----|---|
| 20 | 世界資源概況(世界の合計額) | 総額 | 1 |
|----|----------------|----|---|

19 世界家庭 19

### ◎ 電信の状況

16

生田 健 田 井・の漫遊録 上

**Figure 1**

⑩ その他おなかの土曜の状況は参考になる事柄がありましたら記入して下さい。

6. 約20の沿岸国と東非諸国に対する意見等がわかりました。記入してください。

[illegible]

様式第 3 0 号を次のように改める。

様式第 30 号(第 13 条関係)

令和      年      月      日

就労自立給付金申請書

恵庭市保健福祉部長    様

申請者    住所又は居所

氏名

個人番号

下記のとおり、相違ありませんので、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

1    保護を必要としなくなった事由

2    添付書類

3    世帯構成員

| 氏 名 | 性 別   | 生 年 月 日                      |
|-----|-------|------------------------------|
|     | 男 ・ 女 | 年      月      日<br>(      歳) |
|     | 男 ・ 女 | 年      月      日<br>(      歳) |
|     | 男 ・ 女 | 年      月      日<br>(      歳) |
|     | 男 ・ 女 | 年      月      日<br>(      歳) |

4. 就労自立給付金振込先

※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座を保護費の受取に利用している場合のみ、下記に記載をお願いいたします。

金融機関名 \_\_\_\_\_ 銀行・信用金庫・信用組合  
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支店名 \_\_\_\_\_ 支店 (ゆうちょ銀行除く)

記 号 

|  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|

 支店 (ゆうちょ銀行のみ記載)

預金種類 ☐ 普通預金 ☐ 当座預金  
(該当する□にチェックを入れてください)

口座番号 (右 

|  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|

 につめてご記載ください。)

(カ ナ)  
口座名義人 \_\_\_\_\_

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

様式第33号を次のように改める。

様式第33号（第16条関係）

年 月 日

進学準備給付金申請書

恵庭市保健福祉部長 様

申請者 住所又は居所  
(大学等に進学する者)  
氏名  
個人番号

進学準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 世帯上の氏名 \_\_\_\_\_
- 2 大学等に進学する者の生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日
- 3 進学先  
学校名 \_\_\_\_\_
- 4 進学後の居住先（該当する□にチェックを入れてください。）  
☐ 大学等進学前の住宅と同じ  
☐ 転居により大学等進学前と異なる住居に居住（居住（予定）地を記載してください。）  
居住（予定）地 \_\_\_\_\_
- 5 関係書類  
(1) 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか  
・入学金を納付したことを証明する書類の写し  
・入学金延納（進学後に納付すること）を申請した書類の写し  
・入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し  
(2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し  
(3) その他支給決定にあたり必要な書類  
※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。
- 6 進学準備給付金振込先（大学等に進学する者の口座に限ります。）  
金融機関名 \_\_\_\_\_ 銀行・信用金庫・信用組合  
(該当する金融機関の種類に○をしてください。)  
支店名 \_\_\_\_\_ 支店（ゆうちょ銀行除く）  
記号  支店（ゆうちょ銀行のみ記載）  
預金種類 ☐ 普通預金 ☐ 当座預金  
(該当する□にチェックを入れてください。)  
口座番号  (右につめてご記載ください。)  
(カ ナ)  
口座名義人 \_\_\_\_\_  
※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。  
※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座の登録をしている場合も上記に記載をお願いいたします。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の恵庭市生活保護法施行細則の規定により行った照会及び申請は、改正後の恵庭市生活保護法施行細則の規定により行った照会及び申請とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の恵庭市生活保護法施行細則様式第 2 5 号、様式第 3 0 号及び様式第 3 3 号による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。